

## 地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	河川課	整理番号	3 - 310
許認可等の種類	流水占用料等の減免			
根拠法令条例等・条項	河川法施行細則第5条第2項			
許認可等の概要	流水占用料等の減免の承認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (個々の申請ごとに判断せざるを得ないものであり、規則の定め以上に具体的な基準を定めることが困難)			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	60日			
期間の制定根拠	平成8年3月27日7河第580号			